

会派合同研修

「なぜ、議会基本条例が必要か」-2040年を見据えて-

日時 令和3年2月9日

内容

議会改革の最重点目標である「議会基本条例の制定」にむけて、自治体議会研究所代表の高沖秀宣氏を講師に向け、会派合同研修を開催。

研修では、「議会の審議の在り方、委員会の在り方など議会議員の活動の基本を盛り込む」「自治体における議会の役割、議会の位置づけ、果たすべき役割を明確化する」「住民に議会の在り方を知らしめて、住民とともに議会を進めていくような仕組みを明記する」といった議会基本条例を制定するうえで必要な事項について講義を受けました。

今後は、任期中の条例制定に向け、議会改革特別委員会で研究検討を進めていきたいと思えます。

○2040年問題への対応

- ・人口減少社会における議会の役割
財政力の低下
- ・地方議会の機能不全
多様な層からの選出が必要、投票率の低下
- ・議会と市長のバランス・・・本来は対等の力を発揮、しかし、現状は市長の方が優勢 これにより、議会の存在意識、存在価値が評価されているとは言い難い。
- ・議員のなり手不足
- ・議員報酬の在り方・・・低い安い・・・年4回の回数だから・・・なら、通年議会にすれば
- ・立候補環境の悪さ・・・女性が少ない（出産・育児・子育て環境の整備がされていない）

↓

今から取り組んでいかないと、2040年には間に合わない。

↓

議会基本条例の制定

2000年地方分権一括法・・・475本の法律が一斉に改正

2002年三重県から

○議会基本条例は

自治体における議会の位置づけや果たすべき役割を明確にする。

改革の理念と成果を制度化しておく

議会の本気度

議会と住民の関係強化・・・住民の議会への参画を進める



制定だけでは意味がない、実践したうえで改革のレベルを上げていく